

**第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために
重要と認められる情報の項目**

【狭義ABS(リース債権、クレジット債権等を裏付けとする証券化商品)】
＜金融商品取引業等に関する内閣府令第306条第1項第9号イ＞

情報の項目	
1	発行総額、トランシェ毎の発行額
2	格付
3	基本スキーム
4	発行日
5	法定最終償還日
6	予定償還日または予定償還スケジュール等
7	利率・予定配当率(逆鞘が発生する場合のみ)
8	償還方法
9	仕組み上の主たるリスクの所在
10	流動性・信用補完措置
11	裏付資産の概要
12	裏付資産発生の概要
13	適格要件
14	裏付資産プールの属性
15	裏付資産のキャッシュフロー
16	加重平均金利
17	母体プールのパフォーマンス